

伊那市過疎地域持続的発展計画[R8～12](案)に対する

意見募集等の結果について

1 ご意見を募集した事項

伊那市過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見

2 ご意見を募集した期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月16日（金）まで

3 ご意見の提出件数

9件（3名）

4 ご意見の概要と市の考え方

次ページ以降に示します。

整理番号	箇所	ご意見の概要	市の考え方
1	全体	「本市」ではなく「当市」ではないか。	本市「文書事務の手引き」により、計画案のとおりとします。
2	第1章 基本的な事項 1 過疎地域の現状と課題 (1) 概況 イ 歴史的条件 《高遠町地区》	「「天下第一の桜」と称される高遠城址公園のタカトオコヒガンザクラは日本三大桜の名所のひとつとして全国に知られています。」は、「「天下第一の桜」と称されるタカトオコヒガンザクラのある高遠城址公園は日本三大桜の名所のひとつとして全国に知られています。」とするのが望ましい。	「「天下第一の桜」と称されるタカトオコヒガンザクラが咲き乱れる高遠城址公園は、日本三大桜の名所のひとつとして全国に知られています。」に修正します。
3	第2章 実施すべき施策に関する事項 2 産業の振興、観光の開発 (1) 現状と課題 イ 林業の振興	木材住宅の振興を検討されたい。	木材住宅を含む地域材の利用促進については、市全体の課題として捉え、市産材利用促進事業補助金などにより既に振興を図っています。過疎地域に限った課題ではないことから、計画案のとおりとします。
4	第2章 実施すべき施策に関する事項 2 産業の振興、観光の開発 (1) 現状と課題 ク 観光又はレクレーション 《過疎地域全体》	南アルプスジオパーク、ユネスコエコパークに認定されている中で、中央構造線の「溝口露頭」や「板山露頭」を訪れる観光客が多いことから、2つの露頭について追加するのが望ましい。	「溝口露頭」「板山路頭」は、過疎地域全体の文章中では、「それぞれの地域資源を生かし」という箇所に含まれてくるため、幅広くすべてを包括する意味合いかからも、計画案のとおりとします。
5	第2章 実施すべき施策に関する事項 2 産業の振興、観光の開発 (1) 現状と課題 ク 観光又はレクレーション 《長谷地区》	項目2は、主要拠点の連携だけでなく、長谷地区の民間、地域人材との連携強化も必要と感じる。例えば、市民主体によりマルシェやクラフト市、採れたて市など長谷地区の小商い、農業、林業の方が「道の駅」の広場や南アルプス公園など活用できる環境があると長谷地域全体の産業振興に繋がると思える。また、市主催以外でも道の駅でイベント開催やキッチンカーが行えるようにルール規制の緩和を希望する。	今後、独自ルールの緩和やイベント開催時に出店機会を設けるよう検討します。
6	第2章 実施すべき施策に関する事項 7 医療の確保 (3) 施策の展開 イ 医療提供体制の整備 《高遠町地区》	高遠町老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、長藤診療所の3拠点の連携を密にしていくような加筆を検討されたい。	施設へのニーズが変化してきており、老朽化などにより、現状では連携した事業は想定していないため、計画案のとおりとします。
7	第2章 実施すべき施策に関する事項 8 教育の振興 (3) 施策の展開 ウ 多様な学習機会の提供 学校教育 《長谷地区》	「多様な学習機会の提供」と題するなかで実施する施策が、人口減少による学校統合の選択肢しかないのは、提供の意味からほど遠いと感じる。地域外からも魅力ある学校づくりを目指すことで、関係人口の創出や移住促進に繋がると考えられるため、他地区の小中学校との交流学習やオンライン授業、企業や地域活動に従事している大人との総合学習などを検討されたい。	学校の統廃合は、学校のあり方を考えるうえでの選択肢の一つであり、他の施策選択を否定するものではありません。 人口減少・少子化は、市全体の課題であり、少子化の中にあっても、子どもたちが思う存分に学ぶことを保障できるよう、これから伊那市の小中学校のあり方について研究を進めています。

整理番号	箇所	ご意見の概要	市の考え方
8	第2章 実施すべき施策に関する事項 8 教育の振興 (3) 施策の展開 ウ 多様な学習機会の提供 社会教育 《過疎地域全体》	高遠町地区では、高遠公民館とともに、各地区に分館があり、活発に活動していることから公民館活動について加筆を検討されたい。	高遠町地区的分館も活動が盛んであることは承知していますが、伊那、長谷のそれぞれの分館でも同様に活発な活動が行われており、高遠町のみを特筆すべきではないと考えます。
9	第2章 実施すべき施策に関する事項 9 集落の整備 (3) 施策の展開 ア 持続可能な集落の整備 《過疎地域全体》	「空き家バンク制度の推進など空き家対策の充実・強化を図ります。」を「空き家バンク制度の推進、老朽住宅を買取り宅地化するなど空き家対策の充実・強化を図ります。」へ変更し、老朽住宅を一戸ずつ宅地化する事業の追加を検討されたい。	市が「老朽住宅を買取り宅地化する」ことはできませんが、空き家バンクへの登録が困難な建物が存する敷地を「空き地」として登録を可能とし、また利用対象に法人等も加えるなど、空き家対策の充実・強化を図っているため、計画案のとおりとします。 なお、過疎地域内における空き家の取得・増改築や取壊しに対する補助は、引き続き行ってまいります。